○農林水産省告示第千二百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市青垣町中佐治字東寺九四〇、九四〇の一、九四一、九四二の一、九四二の二、九四三から九四七まで、九四八の一、二一三八の一、二一三九、二一四〇の一、二一四〇の三、二一四一、二一四二の一、二一四二の二、二一四三の一から二一四三の四まで、二一四四の一、二一四四の二、二一四五、二一四七、二一四九の一、二一四九の二、二一五三の一、二一五三の二、二一五四の一、二一五四の二、二一五五から二一六一まで、二一六二の二から二一六二の四まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字東寺九四〇・九四二の一・二一六二の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九四七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市大谷字ミヒラ一八の一、二〇、二一の一、二二から二五まで、二七、二九から三一まで、三三、字尾和田七九、八〇、八〇の一、字前田二四〇、二四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ミヒラ一八の一・二九・字尾和田七九・字前田二四〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市明世町戸狩字小狭間一三二の一七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県岐阜市伊奈波山西洞二、伊奈波山東洞三、伊奈波山北洞四、恵那市三郷町佐々良木字井戸入八八五の一四、八八五の一七から八八五の一九まで、中津川市付知町字出ケ谷六の七三、阿木字北山二六六四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市葛原字見舞二五六五の一、二五六五の四、二五六六、二五六七、高山市漆垣内町一二七四、一二七五、清見町池本字堀ノ上垣内一一六二、字三駄谷一三五八の二、飛騨市河合町稲越字すみざこ二一五三の一二五、加茂郡白川町黒川字松山八二一七の三六、八二一八の一、八百津町福地字押上四五八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十八日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　岐阜県岐阜市芥見清水二四三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百七十二号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第五十七条の二第一項に規定する登録調査機関として次の者を登録したので、同法第百十二条の二第二号の規定に基づき、公示する。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

名称	主たる事務所の所在地	登録年月日
茨城県電気工事業工業組合	茨城県水戸市新原一丁目二番七号	平成二十一年八月二十八日
栃木県電気工事業工業組合	栃木県宇都宮市戸祭四丁目十四番三十一号	平成二十一年八月二十八日
群馬県電気工事業組合	群馬県前橋市問屋町一丁目八番四号	平成二十一年八月二十八日
埼玉県電気工事業組合	埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目三十九番地	平成二十一年八月二十八日
千葉県電気工事業組合	千葉県千葉市中央区本千葉町四番四号	平成二十一年八月二十八日
東京都電気工事業組合	東京都中央区築地三丁目四番十三号	平成二十一年八月二十八日
神奈川県電気工事業組合	神奈川県横浜市中区三吉町四番地一	平成二十一年八月二十八日
山梨県電気工事業組合	山梨県甲府市住吉一丁目一番十一号	平成二十一年八月二十八日